

次世代育成支援対策資産の導入を目標として掲げ、くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得すると、税制優遇（くるみん税制）が受けられます！！

1 くるみん税制とは？

○平成27年度からのくるみん税制は、企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について、**割増償却**ができることとするものです。

また、くるみん税制は平成29年度末（平成30年3月31日）までの**3年間延長**されました。

◇くるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に初めてくるみん認定(※1)を受けた企業は、**認定を受けた事業年度(1年間)**に、企業・資産の種類に応じた、以下の割増償却率の割増償却の適用が受けられます。

(※1) 法人事業主にあつては平成23年4月1日から平成30年3月31日までの期間、個人事業主にあつては平成24年1月1日から平成30年3月31日までの期間における最初の認定であることが必要です。



資産の区分	企業の区分 常時雇用する労働者が101人以上のくるみん認定企業(※2)	常時雇用する労働者が100人以下のくるみん認定企業(※2)
建物及び建物附属設備	24%	32%
車両・運搬具及び器具・備品	18%	24%

(※2) 常時雇用する労働者数は、行動計画届出時の数字です。

◇プラチナくるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に初めてプラチナくるみん認定を受けた企業は、**認定を受けた事業年度から3年間**、資産の種類に応じた、以下の割増償却率の割増償却の適用が受けられます。



資産の区分	全てのプラチナくるみん認定企業
建物及び建物附属設備	15%
車両・運搬具及び器具・備品	12%

2 くるみん税制の対象資産と行動計画への記載方法について

○税制優遇の対象となる「次世代育成支援対策資産」は、以下の通りです。

(*印の資産は、その雇用する従業員向けの資産である必要があります。)

■全事業主に認められる対象資産

- ・事業所内保育施設
- ・授乳コーナー*
- ・女性用休憩室*
- ・更衣室(男女別)*
- ・多目的トイレ*
- ・一定のテレワーク(在宅型)用電気通信設備*
- ・事業所内保育施設と同時に取得した一定の遊戯具、家具、防犯設備

■医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害福祉事業を営む事業主についてのみ認められる対象資産

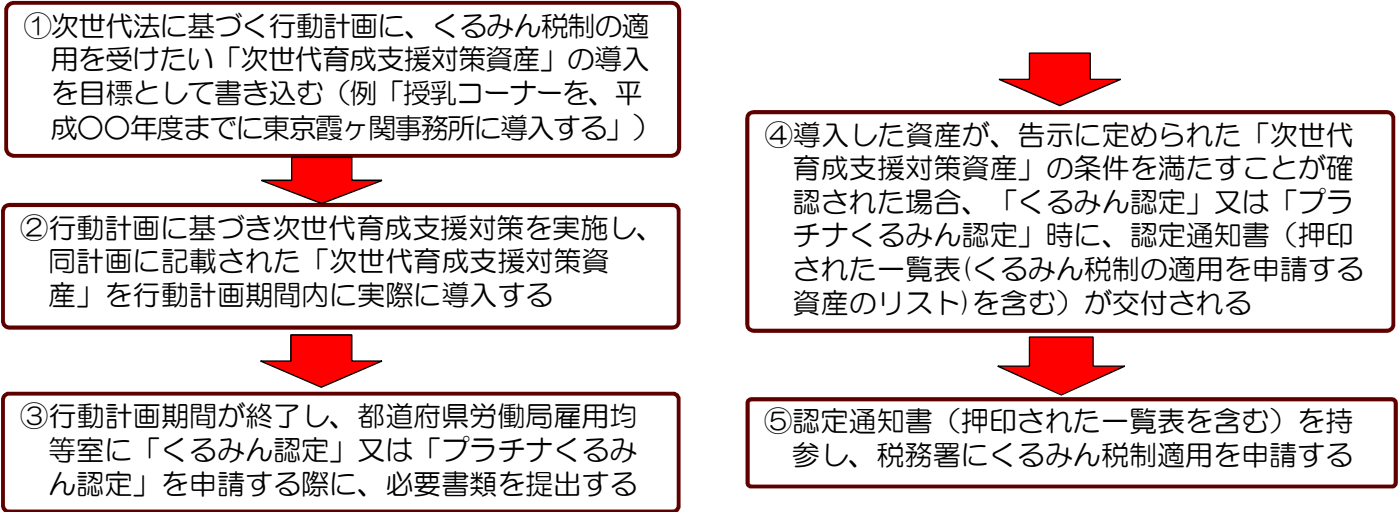
- ・乗降補助装置付き自動車
- ・特殊浴槽
- ・特殊寝台
- ・車椅子一体型寝台
- ・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置

※対象となる資産には、それぞれ一定の要件があります。対象資産の詳細については、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>の「税制優遇の対象資産となる「次世代育成支援対策資産」とは？」をご覧ください。



○税制を受けるためには、上記の資産について、**認定の対象となった一般事業主行動計画に当該資産の導入を目標として掲げ、かつ、当該行動計画期間内に導入する必要があります。**(例：授乳コーナーを平成〇〇年度までに東京事務所に導入する)。なお、計画期間の途中で計画変更を行って、変更後の一般事業主行動計画に記載した資産も、税制優遇の対象ですが、認定後に導入した資産については対象となりません。

3 くるみん税制を受けるまでの流れ



4 割増償却の適用イメージ（くるみん認定・32%割増償却の場合）

○割増償却とは、普通償却額を一定期間割り増しして償却する方法です。
（計算式） 割増償却額 = 固定資産の普通償却額 × 割増償却率



○例えば、企業が1000万円の資産を購入し、その資産を10年で減価償却を行う場合、
（計算式） 1000（万円） ÷ 10（年） = 100（万円/年）（※3） となり、

通常は1年あたり100万円を損金に算入できますが、この年度に32%の割増償却が認められた場合、この額が32%（割増償却率）増加し、

（計算式） 100（万円/年） × (0.32 + 1) = 132（万円/年） となり、

通常よりも32万円多く損金に算入できます。これにより、**企業の所得が最大32万円圧縮**されるため、これに法人税率をかけた分だけ、当該年度の法人税納税額が低くなります。

（※3：定額法の場合）

<例>資産を導入して2年目の事業年度に、プラチナくるみん認定を取得した場合

※プラチナくるみん認定は、認定を受けた事業年度から3年間、割増償却が適用されます。



経過年数	当該年度の償却費	
1年目	100万円	← 税制の対象となる「次世代育成支援対策資産」を導入
2年目	115万円	← プラチナくるみん認定取得、割増償却開始（3年間）
3年目	115万円	
4年目	115万円	
5年目	100万円	← 割増償却終了
...	...	
9年目	100万円	← 割増償却により15万円×3年間=45万円、既に減価償却しているため、その分10年目の償却費は少なくなります。
10年目	55万円	

以上のように、2年目～4年目にかけて、毎年度15万円多く損金に算入され、3年間で計45万円企業の所得が圧縮されるため、それぞれの事業年度において、これに法人税率をかけた分だけ、法人税納税額が低くなります。これにより、企業には資金が早期に留保され、当該資金を新規投資等に活用することができます。

くるみん税制利用の際の都道府県労働局への申請・税務署への提出書類について、詳しくはこちらまで。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

